

障がい福祉サービス等ガイドライン（支給決定基準）について

芦屋市の現状

①障がい福祉サービス利用者数

サービスの利用者数は増加（利用者は5年で2～3割程度増加。特に児童の伸びは顕著）

	H29	H30	R1	R2	R3
18歳以上（成人）	509人	506人	499人	546人	569人
18歳未満（児童）	172人	204人	248人	245人	297人

②公費負担額

利用者数及び1人当たりの利用量の増加により大幅に増加（5年間で2億9千万円増）

	H29	H30	R1	R2	R3
サービス給付費	1,130,033	1,158,101	1,238,623	1,321,891	1,419,104

ガイドラインを策定した背景

【移動支援の運用の見直し】

- ・移動支援事業は地域生活支援事業に位置づけられ、各市町で独自の運用がなされています。
芦屋市では、原則「ドア to ドア」の原則を適用していましたが、近隣各市において、原則はありながらも、例外的な取扱いとなる外出についても一部容認している実態があったため、運用方法を見直す必要があった。

【予算の公平かつ適正な執行】

- ・介護給付費等の費用が増え続けている状況の中、今後限りある予算を公平かつ適正に執行するためにも、一定の基準等を定める必要があり、また、この基準を広く公開することにより、公平かつ適正な支給決定事務を行いたいと考えた。

【計画作成の参考基準の作成】

- ・相談支援事業所にとって、サービス等利用計画案を作成するための基準がなかったため、基準を作成する必要があった。

ガイドラインの基本的な考え方について

【ガイドラインの策定根拠】

・支給決定基準は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下、「事務処理要領」という。）に基づき作成しています。

事務処理要領でも、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当」と規定されています。

【ガイドラインの性質】

・支給決定するための基準を定めたものであり、支給量の上限を定めたものではありません。

※単身世帯を想定しています

障がい福祉サービスに関する内容

○ガイドラインの記載内容について

- ・各種サービスの内容
- ・利用対象者
- ・支給量の単位（〇〇時間／月 〇〇日／月）
- ・留意事項等



事務処理要領、厚労省通知、
計画相談マニュアル等から抜粋

- ・標準支給量
（例）区分6の方の居宅介護の標準支給量を90時間とする



芦屋市での支給決定実績、阪神間
各市の状況等を参考に部会で決定

移動支援の運用について

【サービスの始点・終点】

- ・家族とヘルパーの間で安全な引き渡しができる場合に限り終点が家でなくても可とします。ただし、その場合移動支援での片道利用となりますので、事前にヘルパー事業所と利用可否を協議する必要があります。
- ・原則事業所への送迎と余暇活動は切り分けが難しいことから、日中サービスの事業所から直接移動支援を利用することはできません。ただし、週4日以上往復での事業所への移動（送迎）が確保されているうえで、週1回に限り一時的な余暇活動としての利用を希望される場合については利用可能とします。

【施設入所者の利用】

- ・施設入所者は移動支援の利用を不可としていたところを、月10時間を限度に利用可能とします。

【宿泊を伴う利用】

- ・宿泊を伴う利用について、事前に「個別日程表」を利用者・計画相談員・移動支援事業所にて協議のうえ作成いただき、障がい福祉課まで提出していただくことを条件に利用可能とします。

ガイドラインの今後の運用について

【運用開始時期】

・ガイドラインは今回の自立支援協議会で報告後、令和5年4月1日よりホームページ等で公開します。
ただし、今回移動支援の運用等について一部見直しをしており、事前申請や事前協議（移動支援事業所等）が必要になってくることから、運用の開始を**令和5年6月頃**を予定しています。

※市内の相談員さんには、3月7日の相談支援連絡会にて説明済み

※障がい福祉サービス・移動支援事業所には、令和5年4月以降にメール等にて周知していきます

【ガイドラインを見直す時期】

・今回ガイドラインを作成しましたが、運用していく中で見直しが必要な項目が出てくることも想定されます。
また、厚労省による定期的な報酬改定もありますので、その都度事務局で見直しを図り、自立支援協議会に報告する予定です。